

延長保育事業

(1) 実施施設

2号・3号認定子どもを対象とする教育・保育施設及び地域型保育事業所
(延長保育の実施は、各施設の判断によります。)

(2) 延長保育料

新制度における延長保育料は、日額 300 円 (30 分以内の利用は 150 円) とし、月の上限額を 3,000 円とします。

また、新制度において保育短時間認定 (最長 8 時間) が新設されたことから、午前 7 時から午前 8 時 30 分まで、午後 4 時 30 分から午後 6 時までの延長保育料を新たに設け、それぞれ日額 150 円とします。

区 分	利用対象者	利用時間	保育料	月の上限額
延長保育 A	保育標準時間 保育短時間	午後 6 時～午後 6 時 30 分	150 円	3,000 円
		午後 6 時～午後 7 時	300 円	
延長保育 B	保育短時間	午前 7 時～午前 8 時 30 分	150 円	設定なし
		午後 4 時 30 分～午後 6 時	150 円	

※ 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の保育料は無料とします。

(3) 延長保育の利用例

① 保育標準時間 (最長 11 時間) の例

7 : 00		18 : 00	18 : 30	19 : 00
保育標準時間 (最長 11 時間) 7 : 00～18 : 00 基本保育料			延長保育 A 150 円	
			延長保育 A 300 円	

② 保育短時間 (最長 8 時間) の例

7 : 00	8 : 30		16 : 30	18 : 00	18 : 30	19 : 00
延長保育 B 150 円	保育短時間 (最長 8 時間) 8 : 30～16 : 30 基本保育料			延長保育 B 150 円	延長保育 A 150 円	
				延長保育 A 300 円		